

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
2	株式会社鹿工設備	鹿児島市本城町131番4	当該業者は、鹿児島市下水道条例第7条第2項の規定に基づく管理者の設計審査を受けずに工事施工し、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなかったため、鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程第10条第2項の規定により指定排水設備工事事業者の指定の効力を停止され、水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置(令和7年6月19日から令和7年7月18日まで1か月)を受けた。 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)	令和7年 6月23日から 令和7年 7月22日まで (1月間)	
1	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区 三国本町1丁目12番 30号	当該業者は、民間発注者から請け負った工事において、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。 このことに対し、令和7年3月4日に近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止命令)を受けた。 (営業停止期間:令和7年3月19日から令和7年3月28日までの10日間) 鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)	令和7年 4月28日から 令和7年 7月27日まで (3月間)	